

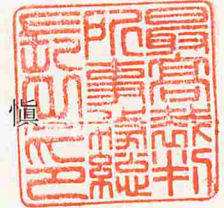
最高裁秘書第1296号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030060号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護士会から東京高裁に提出された人的・物的基盤に関する要望書のうち、その必要性があるという意見が付されて東京高裁から最高裁に送付されたもの（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。